

# ねりま後見人ネットだより

第23号

発行/令和5年3月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま  
TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224  
E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

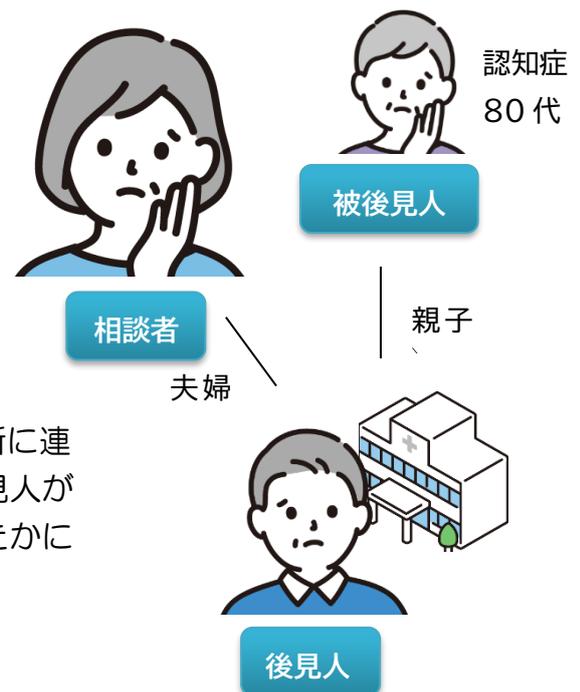
## 後見業務 Q&A 特集

親族後見人の方からほっとサポートねりまに寄せられた個別相談をもとに作成しました。

### ●Q1：後見人等が業務を続けられなくなった場合



義母（認知症の80代）の後見人となっている夫が、急に倒れ病院に入院をしてしまいました。後見業務は私が代わりにしていますが、夫は今後業務に戻ることが難しそうです。また、辞任の手続きも現在は難しい状態ですが、どうしたらいいでしょうか？



### ★Q1 に対する回答

後見人が業務を続けられなくなった場合は、家庭裁判所に連絡をする必要があります。相談者には、家庭裁判所に後見人が業務を続けられなくなったこと、なぜ続けられなくなったかについて連絡するよう伝えました。

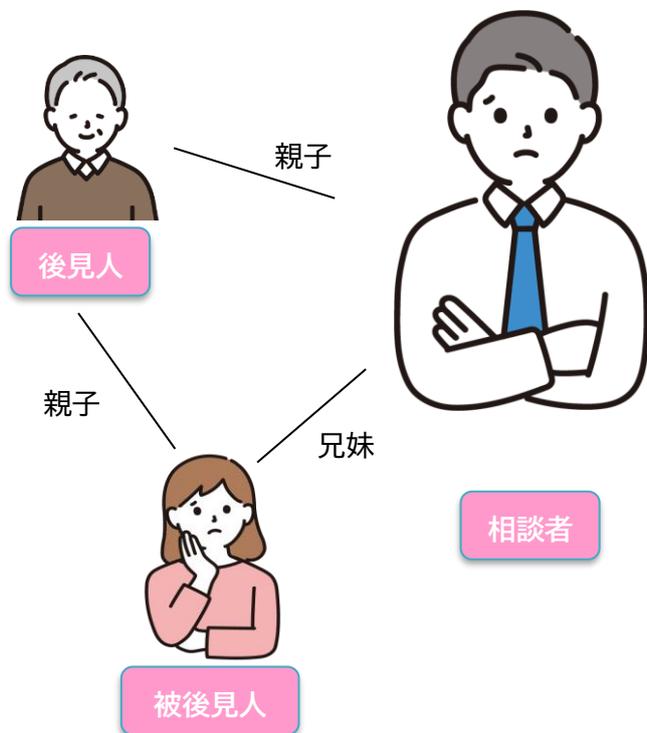
## ポイント

### 連絡するときは事件番号をお控えください

家庭裁判所へ連絡するときは、名前だけでなく、事件番号を伝える必要があります。  
事件番号は審判確定書や登記事項証明書に記載されています。

審判確定書については左上に、登記事項証明書については後見開始の【事件の表示】に記載されています。

### ●Q2：後見人等が亡くなった場合



父が知的障害のある妹の後見人として金銭管理や身上保護を行っていましたが、突然亡くなってしまいました。  
今まで妹（被後見人）のことは父に任せっきりだったので、妹の唯一の親族である自分は何から手を付けるべきでしょうか？

### ★Q2に対する回答

後見人等が亡くなった時には、連絡票を使い家庭裁判所に後見人等が亡くなったことを連絡する必要があります。相談者には、まず連絡票を使い家庭裁判所に後見人が亡くなった旨を記入して送るよう伝えました。



権利擁護センターほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたときや、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

ポイント

### 連絡票の記載について

連絡票の書き方は、東京家庭裁判所のホームページに記載例があります。また、連絡票を作成する場合も前述している事件番号が必要になります。事件番号がわかる資料を用意して、連絡票を作成してください。

後見人が亡くなった場合は、後見人が死亡したことがわかるように死亡診断書の同封と、連絡票を作成した方の連絡先の記載が必要になります。

連絡票の書き方など詳細については、東京家庭裁判所の後見サイト内『後見人等のための書式』から記載例を見ることができます。また下のQRコードからも確認ができます。(PDF ファイルに飛びます)

※作成見本

連絡票や連絡票の記載例はこちらからご確認ください。



基本事件番号	令和〇年(家)第〇〇〇〇〇号
<input checked="" type="checkbox"/> 東京家庭裁判所 後見センター 御中	
<input type="checkbox"/> 東京家庭裁判所 立川支部後見係 御中	
連 絡 票	
令和5年	〇月 〇日
(本人 権利 擁子	)
後見人等 権利 太郎	印
住所 東京都練馬区豊玉北5-14-6	
電話番号 (日中連絡がとれる番号をお書き下さい。)	
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
下記のとおり連絡いたします。	
記	
令和4年〇月〇日、後見人が死亡しました。死亡診断書のコピーを同封します。	
私は、本人の兄の権利太郎です。私への連絡は、住所：東京都練馬区豊玉北5-14-6、携帯電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇までお願いします。	
後任の後見人選任の申立てをする予定にしています。	
以上	

ポイント

### 新たな後見人の選任

後見人が亡くなってしまった場合でも被後見人が後見制度を利用していることに変わりのないため、成年後見制度の申立てを再度行う必要はありません。

しかし、引き続き制度を適用するために新しい後見人を選任する申し立を行う必要があります。

被後見人や親族などが家庭裁判所に後見人選任申立てをし、新しい後見人を選任しますが、後見センターからは、家庭裁判所の職権で新たな後見人を選任する急ぎの場合もあるため、一度後見センターへ連絡するよう伝えてほしいとの話がありましたので、申立て手続きの前に連絡をお願いします。

## 成年後見制度講演会のご報告

ねりま後見人ネットだより第22号でもお知らせしました、『成年後見制度の理念と概要 意思決定支援のあり方』の講演会を令和4年11月10日（木）に開催しました。

この講演会は、市民後見人養成研修を区民公開講座として実施しているもので、昨年に引き続き池原毅和弁護士にお話をいただきました。

当日は、後見制度について知りたいという区民の方のみならず、福祉関係者含め51名の方にご参加いただきました。



講演では成年後見制度の基本的な内容や、成年後見制度において意思決定支援が重要とされていることについて、幅広くご講義いただきました。

参加された方からも、「意思決定について改めて考え直すことが出来た」「成年後見制度についてよくわかった」などの感想が寄せられました。

今後も市民後見人養成研修の一部を公開講座として、地域に向けて発信していく予定ですので、是非ご活用ください。



## 市民後見人パンフレットを作成しました

市民後見人とは、弁護士や司法書士等の専門職や親族以外の市民による成年後見人等で、区市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、市民後見人としての活動が始まります。

第2期成年後見制度利用促進基本計画においても、市民後見人の一層の活躍が期待されています。権利擁護センターでは、市民後見人の活動を知っていただくためのパンフレットを作成しました。

権利擁護センターでは令和5年度市民後見人養成研修説明会を6月中旬頃に開催予定です。詳しくはお問い合わせください。



### 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5階  
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】